

○三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成7年9月27日

条例第31号

改正 平成9年3月31日条例第3号

平成13年9月20日条例第26号

平成24年12月21日条例第44号

平成26年2月24日条例第6号

平成27年9月11日条例第40号

平成29年9月15日条例第34号

平成29年12月15日条例第40号

三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年三島市条例第15号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

(市民の責務)

第3条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合に

においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源及び再生資源を原材料として使用された製品の使用、長期間の使用が可能な製品及び再生利用が容易な製品の開発、修理体制の整備、過剰な包装の回避等の措置を講じ、廃棄物の減量が図られるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、前3項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、再生資源の回収、分別収集、再生品の使用の推進その他の施策を通じて一般廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

- 2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。
- 3 市は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、一般廃棄物の減量に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。

(廃棄物処理対策審議会)

第6条 市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び処理に関する事項その他市の清掃事業に係る重要な事項について調査審議するため、三島市廃棄物処理対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 知識経験を有する者
 - (2) 市内の各種団体等を代表する者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理計画)

第7条 市長は、法第6条第1項の一般廃棄物処理計画(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3に規定する基本計画に限る。)を定めたとき、又は変更したときは、これを告示するものとする。

(市が行う一般廃棄物の減量及び処理)

第8条 市は、一般廃棄物の排出の抑制を図るため、一般廃棄物処理計画に基づき、資源回収の促進、包装の簡素化、再利用可能な容器の利用その他の廃棄物排出の抑制に資する生

活様式、事業活動等の普及に努めるものとする。

- 2 市は、一般廃棄物処理計画に基づき、分別して収集するものとした一般廃棄物の分別排出を市民及び事業者並びに土地又は建物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。以下「市民等」という。)に普及させるため、広報、啓発、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等が行う一般廃棄物の減量及び処理)

第9条 市民等は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、その排出した一般廃棄物のうち再生利用が可能なものについては、なるべく再生利用を図り、その減量に努めなければならない。

- 2 市民等は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めなければならない。

- 3 市民等は、一時に規則で定める多量の一般廃棄物(事業活動に伴い生ずる一般廃棄物、し尿、浄化槽汚泥及び粗大ごみ(市長が別に定めるものをいう。以下同じ。))を除く。)及び粗大ごみ(事業活動に伴い生ずる一般廃棄物以外の一般廃棄物であって、市長が別に定めるものを除く。)を排出しようとするときは、自ら市の一般廃棄物処理施設に運搬しなければならない。

- 4 市民等は、犬、猫等の死体があるときは、他の一般廃棄物と区分し、速やかに市長に届け出てその指示を受けるものとする。

- 5 市民等は、その排出した一般廃棄物(一般廃棄物処理計画において市(市による委託を含む。))以外の者が収集し、運搬し、及び処分するものとして定めた一般廃棄物に限る。)を自ら適正に処理しなければならない。この場合において、その処理を他に委託するときは、法第7条第1項又は第6項の許可を受けた者(法第7条第1項ただし書又は第6項ただし書の規定により当該許可を要しない者を含む。以下この条において「許可業者」という。)に委託しなければならない。

- 6 市長は、一般廃棄物処理計画に基づく一般廃棄物の適正な処理を行っていない者及び許可業者以外の者に処理を委託している者に対し、改善のための必要な指示を行うことができる。

(事業活動に伴う多量の一般廃棄物の届出等)

第10条 事業活動に伴い規則で定める多量の一般廃棄物を排出する事業者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。ただし、事業者が自ら処理する場合は、この限りでない。

2 事業活動に伴い一般廃棄物を排出する事業者は、自ら処理する場合を除き、一般廃棄物処理計画に従い、自らその一般廃棄物を市の一般廃棄物処理施設まで運搬し、市が行う処分により処理しなければならない。この場合において、当該一般廃棄物の排出量が規則で定める排出量以下であるときは、市長に届け出ることにより、指定収集袋(事業活動に伴い生ずる一般廃棄物を市が収集するための袋として市長が指定するものをいう。以下同じ。)を使用して、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分により処理することができる。

3 前2項に規定する場合において、事業者が自らその一般廃棄物を処理しようとするときは、生活環境の保全上支障のない方法で処理しなければならない。

(一般廃棄物等の収集又は運搬の禁止等)

第10条の2 市(市長が特に認める者を含む。)又は市から一般廃棄物の収集若しくは運搬の委託を受けた者以外の者は、ごみ集積所(一般廃棄物処理計画に定めるところにより設置された一般廃棄物を排出すべき場所をいう。以下同じ。)に排出された一般廃棄物(次項に規定する集団回収のためにごみ集積所に排出された資源物を除く。第18条第1項において同じ。)を収集し、又は運搬してはならない。

2 集団回収(自治会その他の営利を目的としない団体が自主的に行う資源物(古紙その他の規則で定めるものであって、再び使用し、若しくは原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。以下同じ。)の収集又は運搬をいう。以下同じ。)を行う団体又は当該団体から資源物の収集若しくは運搬の委託を受けた者以外の者は、集団回収のためにごみ集積所に排出された資源物(以下「集団回収資源物」という。)を収集し、又は運搬してはならない。

3 市長は、ごみ集積所の位置を示す図面を、規則で定める場所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

(適性処理困難物の指定等)

第11条 市長は、市がその処理を行っている一般廃棄物のうちから、市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が困難となっているもの(法第6条の3第1項の規定により指定されたものを除く。以下「適正処理困難物」という。)を指定することができる。

2 市長は、前項の規定により指定を行ったときは、これを告示するものとする。

3 市長は、適正処理困難物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その適正処理困難物の処理を行うために必要な協力を求めることができる。

(市が処理する産業廃棄物)

第12条 市は、一般廃棄物の処理又は一般廃棄物処理施設の機能に支障を生じない範囲内において、一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物その他処理することが必要であると市長が認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

2 事業者は、市の一般廃棄物処理施設(し尿処理施設を除く。)において産業廃棄物を処理しようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(技術管理者の資格)

第12条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理

に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

(一般廃棄物処理手数料)

第13条 市は、一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)を排出する者から別表に定める手数料を徴収する。

(産業廃棄物処理費用)

第14条 市は、第12条第2項の規定によりその処理を行う産業廃棄物を排出する事業者から費用を徴収する。

2 前項の費用の額は、次のとおりとする。

(1) 100キログラムまでのとき。 1回につき1,200円

(2) 100キログラムを超えるとき。 1回につき1,200円に10キログラムまでを増すごとに120円を加算した額

(手数料等の納付等)

第15条 第13条の規定により徴収する手数料及び前条第1項の規定により徴収する費用(以下これらを「手数料等」という。)は、規則で定めるところにより、納付しなければならない。

2 既納の手数料等は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(手数料等の減免)

第16条 市長は、災害その他特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、手数料等を減免することができる。

(許可等の申請手数料等)

第17条 次の各号に掲げる者は、その申請の際、当該各号に定める額の申請手数料を納付しなければならない。

(1) 法第7条第1項の許可を受けようとする者 1万円

(2) 法第7条第6項の許可を受けようとする者 1万円

(3) 法第7条第2項に規定する許可の更新を受けようとする者 1万円

(4) 法第7条第7項に規定する許可の更新を受けようとする者 1万円

(5) 一般廃棄物収集運搬業者で、法第7条の2第1項に規定する事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 1万円

(6) 一般廃棄物処分業者で、法第7条の2第1項に規定する事業の範囲の変更の許可を受け

ようとするもの 1万円

(7) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の許可を受けようとする者 5,000円

(8) 許可証の再交付を受けようとする者 1,000円

2 既納の申請手数料は、還付しない。

(原状回復命令等)

第18条 市長は、第10条の2第1項又は第2項の規定に違反してごみ集積所に排出された一般廃棄物又は集団回収資源物(以下「収集運搬禁止廃棄物」という。)を収集し、又は運搬している者に対して、当該行為を中止して当該収集運搬禁止廃棄物を原状に回復すること及び同条第1項又は第2項の規定に違反して収集運搬禁止廃棄物を収集し、又は運搬してはならないことを命ずることができる。

2 市長は、第10条の2第1項又は第2項の規定に違反して収集運搬禁止廃棄物を収集し、又は運搬した者に対して、当該行為に係る収集運搬禁止廃棄物を原状に回復すること及び同条第1項又は第2項の規定に違反して収集運搬禁止廃棄物を収集し、又は運搬してはならないことを命ずることができる。

3 第1項の規定による命令については、三島市行政手続条例(平成10年三島市条例第1号)第3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。

(公表)

第19条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者が当該命令に違反したときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、その旨を通知し、意見陳述の機会を与えることができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第21条 第18条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定

める日から施行する。

(1) 第9条及び第17条の規定 平成8年1月1日

(2) 第6条、第10条及び第12条から第16条までの規定 平成8年4月1日

(三島市一般廃棄物処理計画等審議会条例の廃止)

2 三島市一般廃棄物処理計画等審議会条例(平成6年三島市条例第6号)は、廃止する。

(経過措置)

3 附則第1項本文の規定にかかわらず、改正前の三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第3条、第4条、第8条、第9条及び別表第2の規定は、平成7年12月31日までの間は、なおその効力を有する。

4 附則第1項本文の規定にかかわらず、改正前の条例第6条、第7条、第10条及び別表第1の規定は、平成8年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

5 改正後の三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第13条第2項の規定は、平成8年4月1日以後に処理する一般廃棄物に係る手数料から適用し、同日前に処理した一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

6 前項の規定にかかわらず、平成8年4月1日から平成9年3月31日までの間において処理される一般廃棄物に係る手数料に対する改正後の条例第13条第2項の規定の適用については、同項第1号中「720円」とあるのは「510円」と、同項第2号中「700円」とあるのは「500円」と、「350円」とあるのは「250円」とする。

7 改正後の条例第14条第2項の規定は、平成8年4月1日以後に処理する産業廃棄物に係る費用から適用し、同日前に処理した産業廃棄物に係る費用については、なお従前の例による。

8 前項の規定にかかわらず、平成8年4月1日から平成9年3月31日までの間において処理される産業廃棄物に係る費用に対する改正後の条例第14条第2項の規定の適用については、同項第1号中「720円」とあるのは「510円」と、同項第2号中「700円」とあるのは「500円」と、「350円」とあるのは「250円」とする。

附 則(平成9年3月31日条例第3号)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2 改正後の第13条第2項の規定は、平成9年4月1日以後に処理する一般廃棄物に係る手数料から適用し、同日前に処理した一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の第14条第2項の規定は、平成9年4月1日以後に処理する産業廃棄物に係る費用から適用し、同日前に処理した産業廃棄物に係る費用については、なお従前の例による。

附 則(平成13年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第44号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第9条第5項及び第17条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第6号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に処理する一般廃棄物に係る手数料について適用し、同日前に処理した一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第14条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に処理する産業廃棄物に係る費用について適用し、同日前に処理した産業廃棄物に係る費用については、なお従前の例による。

附 則(平成27年条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第13条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に処理する一般廃棄物に係る手数料について適用し、同日前に処理した一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第14条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に処理する産業廃棄物に係る費用について適用し、同日前に処理した産業廃棄物に係る費用については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第15条の規定は、この条例の施行の日以後に処理する一般廃棄物に係る手数料及び産業廃棄物に係る費用について適用し、同日前に処理した一般廃棄物に係る手数料及び産業廃棄物に係る費用については、なお従前の例による。

附 則(平成29年条例第34号)

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第40号)

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に処理する一般廃棄物について適用し、施行日前に処理した一般廃棄物については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表に定める手数料(指定収集袋を使用して排出された一般廃棄物に係るもの

に限る。)の徴収は、施行日前においても行うことができる。

別表(第13条関係)

区分	手数料の額
事業活動に伴い生ずる一般廃棄物を排出する者自らが市の一般廃棄物処理施設まで運搬し、市が行う処分により処理するとき。	1回につき1,200円(100キログラムを超えると きにあつては、1回につき1,200円に10キログラムまでを増すごとに120円を加算した額)
事業活動に伴い生ずる一般廃棄物(指定収集袋を使用してごみ集積所に排出されたものに限る。)を市が収集して市の一般廃棄物処理施設まで運搬し、市が行う処分により処理するとき。	容量10リットルの指定収集袋にあつては1枚につき20円、容量20リットルの指定収集袋にあつては1枚につき40円、容量30リットルの指定収集袋にあつては1枚につき60円、容量45リットルの指定収集袋にあつては1枚につき90円
事業活動に伴い生ずる一般廃棄物以外の一般廃棄物を排出する者自らが市の一般廃棄物処理施設まで運搬し、市が行う処分により処理するとき。	1回につき1,000円(100キログラムを超えると きにあつては、1回につき1,000円に10キログラムまでを増すごとに100円を加算した額)
事業活動に伴い生ずる一般廃棄物以外の一般廃棄物である粗大ごみ(市長が別に定めるものに限る。)を市が収集して市の一般廃棄物処理施設まで運搬し、市が行う処分により処理するとき。	1回につき2,000円

備考 市が収集して市の一般廃棄物処理施設まで運搬し、市が行う処分により処理する粗大ごみの排出量は、1回につき100キログラムを限度とする。